解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年二月二十日鹿児島県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月三十一日

鹿児島県枕崎市鹿篦麓町三九九番地

学校法人招魂塚学園

清算人　瀬崎やよい

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年二月二十八日開催の通常総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月三十一日

宮城県石巻市鹿又字梅木屋敷三一番地

梅木生産森林組合

代表清算人　鈴木英一郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年二月二十一日開催の集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月三十一日

香川県高松市東ハゼ町九一七番地三

マリオン栗林公園管理組合法人

清算人　小比賀栄作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市浪岡大字下十川字白鳥沼六三番地

一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　渡邉　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日

青森県弘前市大字下白銀町一五番地の四三

中林裕雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　實籾　好弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目六九番地一、最後の住所岩手県一関市萩荘字境ノ神二二六番地一

被相続人　亡　赤堀　至弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日

事務所　岩手県一関市字相去五七番地五

みのる法律事務所

相続財産管理人　弁護士　千田　實

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区花京院一丁目二番、最後の住所宮城県仙台市青葉区花京院一丁目二番一七号

被相続人　亡　髙橋　良彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一一―一

ニプレジデント一番町八〇九

相続財産管理人　弁護士　伊藤　薫德

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県高萩市大字高萩七五二番地、最後の住所茨城県高萩市東本町二丁目一〇一番地

被相続人　亡　齋藤代志江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日

茨城県日立市神峰町一丁目二番一五号甲南

ビル二階　近藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　識之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市昭和区汐見町八番地七、最後の住所千葉県我孫子市布佐一五五九番地の二アコモード

被相続人　亡　住　充子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日

事務所千葉県柏市中央町二番一号　柏セン

タービル三階　柏みらい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白方　太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県座間市ひばりが丘一丁目五三五九番地、最後の住所千葉県柏市東逆井一丁目二五番一〇号　K2ハウス一〇二号

被相続人　亡　藤木武士郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日

事務所千葉県野田市野田七五六―一　サンセール一〇二　野田総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松澤　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常総市新石下八八番地、最後の住所茨城県常総市水海道天満町四八〇一番地一フィールド12一〇一号

被相続人　亡　蓮見　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日

東京都練馬区大泉町一丁目一三番七号

相続財産管理人　司法書士　井上　一見

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区中央四丁目九番地九、最後の住所宮城県仙台市青葉区国見六丁目三九番一号救護施設東山荘

被相続人　亡　中村　慶壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日

事務所東京都千代田区神田多町二―一一カツミビル五階弥生共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川村　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区台東一丁目一番地、最後の住所東京都港区元麻布三丁目四番四一号麻布台ナショナルコート五〇二

被相続人　亡　小出　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日

東京都新宿区左門町一三番地一号四谷弁護士ビル四〇七号

相続財産管理人　弁護士　赤松　俊武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県所沢市大字牛沼二三三番地二、最後の住所東京都練馬区田柄二丁目五〇番七―六〇三号

被相続人　亡　中根　伸治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日

事務所東京都港区新橋二丁目二〇番一五号

新橋駅前ビル一号館五階藤光・鈴木法律事務所　相続財産管理人弁護士　鈴木　一夫

会社法第二十二条第二項に基づく登記完了のお知らせ

当会社は、平成二十七年三月十六日新設分割により、分割会社である株式会社ホテルシティプラザ北上の事業を譲受け、会社法第二十二条第二項に基づく登記を完了したのでお知らせします。

なお、当該新設分割計画書において当会社が承継するものとされた債務を除き、延滞金及び督促手数料等本税以外の納税義務を含む債務を弁済する責任は負わないこととします。

平成二十七年三月三十一日

岩手県北上市川岸一丁目一四番一号

株式会社ホテルシティプラザ北上

代表取締役　千葉　敬